

# シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

## 事例に学ぶ取調べ録画時代の刑事弁護 —実際の公判で取調べDVDはどのように扱われているのか

取調べの可視化実現大阪本部

取調べの録画試行が拡大するにつれ、取調べDVDが法廷で使用されるケースも増えてきた。取調べDVDが証拠採用されたケースでは、裁判所でどのような認定がなされているのであろうか。結論から言えば、取調べDVDが弁護側に有利に働いた例、不利に働いた例など様々である。有利、不利いずれにせよ、実例は、教訓の宝庫である。今後の刑事弁護に活かすべき点は多い。日弁連に報告された事例を検証してみよう。

まず、取調べDVDが、実質証拠として利用されたとして報じられた例である。

### ①東京ケース(東京地裁平成24年12月20日判決)

#### 起訴罪名:殺人(認定罪名は傷害致死)

母親が2歳の息子の頸部に指を押しつけた上、身体に馬乗りになり臀部を顔面に押し当てて鼻口を塞ぎ窒息死させたとして起訴されたケースである。

証拠調べ請求された取調べ録画DVDは弁解録取部分とその機会になされた実質的取調べを含んでいた。録画された範囲は、被疑事実の告知から検察官が「取調べを終わりますね。」と話した部分までであり、時間にして2時間程度の録画がなされていた。

被告人の記憶が減退して、公判では事実に関する供述ができなかった。このため、裁判所の勧告により、検察官が実質証拠として取調べを請求し、採用された。結果として、殺意は認定されず、傷害致死にとどまった。このケースは、公判で被告人の記憶が失われていたという特殊事情がある。

次に、任意性・信用性立証での採用例である。

### ②さいたまケース(さいたま地裁平成24年6月14日判決)

#### 起訴罪名:集団強姦致傷、強盗強姦

録画は検察官取調べのみであり、警察での取調べは録画されていない。検察官取調べについても、いわゆるレビュー方式であり供述調書の読み聞かせ部分のみが録画されている(共犯者についてもレビュー方式であった)。被告人の供述調書には、不利益な事実の記載があるが、被告人は、公判で警察での取調べにおいて「無期懲役にしてやる」と言われたり、机を叩くなどされ、無理やり言わされたと主張した。また、検察官の取調べの際に、そのような警察での取調べ状況を検察官にも話したが、その部分は録画されていないという。弁護人はDVDの証拠採用を争ったが採用となった。

また共犯者の取調べ状況のDVDも証拠請求された。共犯者の供述調書には「(スタンガンのことを)車の中で話した」との記載があったが、共犯者は、公判証言では実際は話していないと証言するとともに、取調べの際は「ハイハイ」と答えたらすぐに取調べが終わったから訂正等しなかった旨の証言をした。そのため、検察官は2号書面の特信性立証として、公判中に共犯者の取調べDVDを証拠請求したものである。弁護人は証拠採用を争ったが、裁判所は公判前整理終了前に請求できないやむを得ない事由があったとして、採用となった。

被告人、共犯者いずれの供述とも捜査段階の供述に任意性・特信性がありとされた。一部録画が危険であることを表している事例と言える。

### ③愛知ケース(名古屋地裁平成25年7月18日判決)

#### 起訴罪名:傷害(被疑事実は殺人未遂)

被告人が、「供述調書の一部について後から書き加えられた」旨主張したことから、検察官が取調べ録画DVDを取調べ請求した。弁護人は当該DVDの映像が流れれば、被疑者の主張が認められないことは分かったが、訴訟能力、責任能力ともに争っている事件であり、被疑者の特性を裁判官に知ってもらうことができると考え、「しかるべく」という証拠意見を述べた。判決では、心神耗弱と認められた。

検察官の請求ではあるが、弁護人の主張上も有利に用いることができた事例と言える。

### ④大阪ケース(大阪地裁平成23年7月22日判決)

#### 起訴罪名:傷害致死(無罪)

兄弟げんかで被害者が死亡したことから、被告人が起訴された事例である。

捜査段階の検察官調書には、被告人が被害者の首を3分間にわたり意図的に絞めた旨の記載がある。公判において、被告人が意図的に首を絞めたわけではないと主張したことから、検察官が検事調べにおける録画DVDを任意性及び信用性立証の証拠として、取調べ請求した。録画はいわゆるレビュー方式であり、検察官が調書の原案の内容を確認しつつ、読み聞かせ、署名押印するシーンが記録されていたが、読み聞かせ後の検察官と被告人とのやり取りの中で、「結果的になってしまった」と、意図的に首を絞めたことを否定するような被告人の言葉も残されていた。

裁判所は、録画DVDの証拠調べを実施した結果、被告人の供述調書の任意性を認めたが、「首を3分間締め続けた」との内容が目撃者の証言と整合しないこと、DVDで被告人が「結果的になってしまった。」と述べていること、喧嘩の状況から意図せずに首を絞めてしまうことも否定できないこと、「結果的に首を絞めて弟を死なせてしまったことは事実なので、それに対して反論をする気になれなかった」という被告人の公判供述は納得できることなどを挙げ、供述調書の信用性を否定した。そして、被告人には、意図的に首を絞めたとは認められず、被害者から攻撃を受けていた被告人には誤想防衛が成立するとして、無罪を言い渡した。

録画DVDでの検察官と被告人とのやり取りを弁護

側に有利に用いることができた事例として注目される。

### ⑤札幌ケース(札幌地裁平成25年10月7日判決)

#### 起訴罪名:傷害致死罪(無罪)

大阪と非常に似た事例である。検察官調べがライブ方式(「供述調書作成を伴わない取調べ場面」を録音・録画するもの)で録画されている。

DVDを公判で取り調べた結果として、一部については公判供述より捜査段階の供述がより信用できるとしつつ、「被害者の体の動きが完全に止まって以降も被害者の後頭部を10分間押さえていたとする点については、被告人は記憶していなかったが、検察官から具体的な質問がなされたり、警察官調書との食い違いについて問われた際に、質問に合わせる形で、被害者が死亡するに至るには被告人がどのような行動をどの程度の時間行なったかを被告人なりにつじつまが合うように考えて供述をしたために、供述の変遷を繰り返した可能性が高く、信用できない。」とした。ライブ方式における問答内容を詳細に検討して捜査段階の供述調書の信用性を判断している点で注目される。

以上の5つの事例から、取調べDVDが弁護側に有利にも不利にも影響しうることが明らかになる。不利になった事例では、一部録画による弊害が大きいと言える。

他方で、無罪となった事例(④⑤)、殺意を否定する理由となった例(①)、限定的責任能力の根拠となった事例(③)など、弁護側主張を支える理由ともなる例が注目される。

また、傷害致死での採用事例が多いことも特徴といえるであろう。犯行態様の認定が、被告人の供述に依存しがちであることも影響しているものと思われる。

これら具体的事例から得られる教訓として、まず捜査段階において、あくまで取調べ全過程の録画を求めていくことの必要性が挙げられるであろう。可視化申入れ活動の重要性が浮かび上がる。また、公判段階では、取調べ録画における供述内容を詳細に検討し、有利に使える部分がないのかを、確認することが不可欠である。「結果的になってしまった」との供述を見逃さず、供述調書との実質上の矛盾を指摘して無罪を獲得した④のケースは、そのモデルケースと言える。是非参考にすべき弁護実践である。